

保護者各位

田原本町役場 こども未来課

## 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届の提出について

このことについて、保育の認定事由に該当しているかを確認するため、『施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届』の提出が必要です。必要事項を記入の上、下記の書類を添えて、期限までに必ず提出してください。提出がない場合や、認定事由に該当しない場合、保育所の利用ができなくなりますので、ご注意ください。

また、利用期間等の変更を希望する場合、別途届出が必要になりますので、役場こども未来課へお越しください。

### 記

**1・提出必要書類** ボールペンで正確に記入してください。※消えるボールペン不可

○現況届

○同意書

○以下のうち、父母の状況に応じた家庭での保育に欠ける証明書

- ・ **就労証明書**(自営業主及び自営業専従者の方もこの就労証明書になります。
    - ※雇用されている方(内定している方)は、**必ず事務所の担当者が記入したものを提出**してください。また、健康保険被保険証の写し等の提出をお願いすることがあります。その場合は必ず提出してください。
    - ※自営業主及び自営業専従者の方は**確定申告書の写し、開業許可証明書の写し等**が別途必要な書類としてあります。
  - ・ **疾病・障がい状況申告書** : 保護者等が病気の時
  - ・ **介護・看護状況申告書** : 同居の病人や障がい者を介護しているとき
  - ・ **就学等(予定)証明書** : 保護者等が学校に通っているとき
- 証明書又は申告書の日付は、令和5年9月以降のものに限ります。

※就労証明書以外の書類が必要な場合は、役場こども未来課の窓口までお越しいただくか、様式については町HPの「保育園・認定こども園(保育認定コース)・小規模保育所について」に掲載していますので、そちらからダウンロードして印刷することも可能です。

※ 提出必要書類の現況届 1枚につき証明書等も 1部必須です。ご兄弟で申請される場合は、下のお子様には原本を添付し、上のお子様には写しを添付するようにしてください。

※ 記載内容に不明な点があった場合、勤務先へ問い合わせすることや、健康保険被保険者証の写し・社員証の写し・源泉徴収票・給与明細の提出を求める場合があります。また、申請に虚偽があった場合、申請の無効または、退所となります。添付書類は必ず提出してください。

裏面へ続きます

## 2・提出先及び期限

保育園事務室

令和5年9月29日(金)までに提出してください。

<お問い合わせ先> 田原本町役場 こども未来課 こども支援係 【TEL】0744-33-9036(直通)

## 3・保育料の減免

保育料は、4月から8月は前年度、9月から3月までは当該年度の町民税所得割課税額(両保護者を合算した額)に基づき、決定します。決定後、以下に該当する場合は、申請により減免の対象となります。

### 【対象】

保育料が第3階層～第4b階層区分で次のいずれかに該当する要保護家庭

① ひとり親世帯

② 在宅障がい児(者)がいる世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、  
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

### 【申請書類】

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

<添付書類>

① ひとり親世帯 : 児童扶養手当証書の写し等

② 在宅障がい児(者)がいる世帯 : 次のいずれか

「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し、「精神障害者保健福祉手帳」の写し、  
「特別児童扶養手当証書」の写し、「障害基礎年金証書」の写し

### 【注意事項】

・保育料の更正は、年度を越えて遡及しません。

・要保護家庭へ該当後、非該当へ変更があった場合、速やかに申し出てください。

・離婚、再婚、祖父母等との同居など家庭状況が変わる場合や、住民税の更正を行った場合も、保育料が変更になることがありますので、こども未来課へご連絡ください。

・転園をご希望される方は新規申請をお願いしております。

※申請書につきましては、役場こども未来課の窓口までお越しいただくか、様式については町HPの「保育園・認定こども園(保育認定コース)・小規模保育所について」に掲載していますので、そこからダウンロードして印刷することも可能です。